

島根県報

第一、四二二二号

平成十四年十一月二十二日

(金曜日)

目 次

規則	島根県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(林業管理課)	一
告示	平成十四年十二月定例県議会の招集	(財政課)	五
	農業近代化資金の利子補給率の一部改正	(農業振興課)	五
	島根どう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の一部改正	()	五
	県営土地改良事業計画の変更	(農村整備課)	五
	林業改善資金貸付基準の一部改正	(林業管理課)	六
	保安林の指定(三件)	(森林整備課)	六
要	大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	(商工企画課)	八
公 告	都市計画変更の図書の縦覧	(都市計画課)	八
正 誤	平成十四年度島根県各種功労者の表彰	(秘書課)	八
	平成十年十二月二十二日付け島根県報第一、〇二〇号	(河川課)	一一
	平成十四年三月二十九日付け島根県報号外第四九号中	(高校教育課)	一二

公布された条例等のあらまし

◆島根県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第一〇六号)

一 規則の概要

- 1 林業生産高度化資金の種類として、農林水産大臣が定める基準に基づき、森林所有者等が、その権原に基づき管理をしている立木と一体として伐採することが可能な立木の取得を行うことにより、相当量の立木を確保した上で、木材製造業を営む者又はその組織する団体との間において木材の供給に関する取決を締結して木材の生産を行う場合において、当該取得を行うのに必要な資金を追加することとした。(第三条関係)
 - 2 林業生産高度化資金の種類の中の被害森林整備資金を貸付対象資金から削除することとした。(第三条関係)
 - 3 その他規定及び様式の整備を行うこととした。(第三条・第十条・様式関係)
- 二 施行期日
公布の日から施行することとした。

規 則

島根県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十一月二十二日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第百六号

島根県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県林業改善資金貸付規則(昭和五十二年島根県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

3 事業実施計画 (契約内容)

受託者名											
受託者住所											
契約開始時期						契約終了時期					
		年	月	日		年	月	日			
区 分	単位	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
巡 視	回	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
歩道開設	m	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
歩道改良	m	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
境界保全	回	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
報 告	回	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
下 刈	ha	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
除 伐	ha	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(注) 1 当該事業が2年以上にわたる場合は、それぞれに按分して記載する。

2 () は、事業費予定額を記載する。

様式第二号の三の二の3の表を次のように改め、同様式を様式第二号の二の二とする。

様式第二号の二の二の次に次の様式を加える。

様式第2号の3 (第7条関係)

事業計画書(木材安定供給促進資金用)

1 総括表

申請者の氏名又は名称	伐採対象立木											取得対象立木	伐採年度	取得資金内訳	
	立木所有者氏名	立木の位置			立木の樹種、樹齢及び材積									林業改善資金	自己資金
		市町村字	地番	林小班	人工林の立木			天然林の立木							
					樹種	樹齢	材積	樹種	樹齢	材積	材積				
						樹齢	m ³		樹齢	m ³	m ³				
計															

- (注) 1 伐採対象立木には、権原に基づき管理している立木及び取得する立木を記載すること。
 2 林小班ごとに記載すること。
 3 樹種及び樹齢が複数なのは、主たるものを記載すること。
 4 取得対象立木の欄には、取得する立木につき○を示すこと。

2 木材供給実施計画

供給先の氏名							
供給先の住所							
供給年度	供給量(m ³)	販売見込額(円)	供給量(m ³)	販売見込額(円)	供給量(m ³)	販売見込額(円)	
第1年度							
第2年度							
第3年度							
第4年度							
第5年度							
計							

(注) 木材の供給に関する取決めの内容を記載すること。

3 位置図(5万分の1)

- 〔凡例〕 保有森林…青色で平彩
 取得森林…赤色で平彩

- (注) 1 概略図をもって代えることができる。
 2 伐採計画年度を記載すること。

4 契約書

立木売買仮契約書及び木材供給仮契約書の写し等を添付すること。なお、借受者が森林所有者から森林経営を受託している場合は、受委託契約書も併せて添付すること。

様式第二号の五の1の(注)中「月間の処理能力」を「月間の処理能力」に改める。
様式第二号の七の2の(注)の1中「チェーンソー」の次に「又は携帯用刈払機」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の島根県林業改善資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けられた林業改善資金については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第九百八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一条第一項の規定に基づき、平成十四年十二月二日定例県議会を松江市に招集するので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十二日

島根県知事 澄 田 信義

島根県告示第九百八十七号

農業近代化資金の利子補給率（平成十一年島根県告示第九百十三号）の一部を次のように改正し、平成十四年十一月一日から適用する。

平成十四年十一月一日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和三十七年島根県規則第一号）第四条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十四年十一月二十二日

島根県知事 澄 田 信義

表中「年〇・四五パーセント」を「年〇・四パーセント」に改める。

島根県告示第九百八十八号

島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱（平成十二年島根県告示第九百九十二号）

の一部を次のように改正する。

平成十四年十一月二十二日

島根県知事 澄 田 信義

別表貸付条件の欄中「年一・五パーセント」を「年一・三パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成十四年十一月二十二日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十四年十一月一日以降に貸し付けられる島根ぶどう災害緊急特別資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根ぶどう災害緊急特別資金については、なお従前の例による。

島根県告示第九百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、中央地区を受益地域とする用排水施設事業（県営基幹水利施設補修事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に関するものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出らるる。

平成十四年十一月二十二日

島根県知事 澄 田 信義

一 縦覧に供する書類の名称

中央地区用排水施設事業（県営基幹水利施設補修事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

斐川町役場

島根県告示第九百九十号

林業改善資金貸付基準（昭和五十二年島根県告示第百五十一号）の一部を次のように改正し、平成十四年十一月二十二日から施行する。

平成十四年十一月二十二日

島根県知事 澄 田 信 義

第一号の表第二号を削り、同表第三号貸付けの内容の欄中「別表第三」を「別表第二」に改め、同号を同表第二号とし、同表中第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

<p>四 木材安定供給促進資金</p>	<p>別表第三に掲げる基準に基づき、木材製造業を営む者又はその組織する団体（以下「木材製造業者等」という。）との間において木材の供給に関する取決を締結して木材の生産を行う場合において、当該取決めの締結に先立ち、必要な立木量を確保するため取得する立木の取得費用</p>	<p>個人である森林所有者、個人である森林経営の委託を受けた者、個人である森林所有者の協業体、素材生産業者（法人にあつては、資本の額又は出資の総額が一千万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）、素材生産業者の組織する団体、森林組合、生産森林組合、森林経営を営む会社（資本の額又は出資の総額が一千万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）、公有林経営市町村等又は林業公社</p>
---------------------	---	---

別表第一第一号のロ中「団地共同森林施設計画」を「森林施設計画」に改め、別表第二を削り、別表第三を別表第二とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第三

- 一 取得する立木は、森林所有者等（取得する立木と一体として伐採する立木につき所有権又は使用収益権を有する者に限る。）が権原に基づき管理をしている立木と併せて効率的な伐採を行うことが可能なものであること。
- 二 木材製造業者等との間において締結する木材の供給に関する取決めの期間は、三年以上五年以内であること。
- 三 木材の供給に関する取決めに基づき供給される木材の量は、木材製造業者等の経営規模に見合ったものとし、一年当たり一千万メートル以上であること。

島根県告示第九百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十二日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一（一） 保安林の所在場所
 - 簸川郡佐田町大字大呂字三京家ノ空七〇二、字三京家ノ上七〇七、字山居坂二六二一、二六二二、字布子谷二六二五の一から二六二五の三まで、字打尾二六二七の一、字清水尻二六三四の一、字段原二六三五、字山居二六三六の一、三一九五
- 一（二） 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 一（三） 指定施設要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - （一） 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字三京家ノ空七〇二、字山居坂二六二一、二六二二、字布子谷二六二五の一、二六二五の三、字打尾二六二七の一、字清水尻二六三四の一、字段原二六三五、字山居三一九五
 - （二） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 保安林の所在場所

- 出雲市所原町字大クドセ二五五四の二、二五五四の五、二五五五、二五五五の一、二五五五の二、字上河原クドシ道下タ四五一一の一、四五一一の九、四五一一の一〇、乙立町字城山三三三二、三三三三、字大谷三三三四、五二七〇の一、五二七二の一、五二七二の三、字松原下モモク、イゴ五二六四の一、五二六四の一〇、五二六四の一四、字風越シ五二六七、字立久恵向五二六八の一、五二六八の一〇、五二六八の一四、五二六九の一、字長廻五二七三の三、五二七三の一、五二七三の二、五二七五の一、五二七五の二、大クドセ五二七四の一

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに出雲市役所及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林の所在場所

- 簸川郡大社町大字遙堪字極楽山一五二四の一、一五二六から一五二八まで、一五二八の一、一五二八の二、一五二八の四から一五二八の一まで、一五二九の二、一五三一、一五三二、一五三二の一、一五三二の二、一五三二の四、一五三三、一五三四の二から一五三四の五まで、一五三五の二から一五三五の三まで、一五三八の一、一五三八の二、一五三九の一、一五三九の三、一五四〇の一、一五四〇の三、一五四〇の四、一五四一の一、一五四一の二、一五四五、一五四六、一五五〇、一五五一、一五五一の二から一五五一の三まで、一五五二、一五五二の一、一五五三の一、一五五三の二、一五五三の三、一五五三の四、一五五三の五、一五五三の六、一五五三の七、一五五三の八、一五五三の九、一五五三の十、一五五三の十一、一五五三の十二、一五五三の十三、一五五三の十四、一五五三の十五、一五五三の十六、一五五三の十七、一五五三の十八、一五五三の十九、一五五三の二十、一五五三の二十一、一五五三の二十二、一五五三の二十三、一五五三の二十四、一五五三の二十五、一五五三の二十六、一五五三の二十七、一五五三の二十八、一五五三の二十九、一五五三の三十、一五五三の三十一、一五五三の三十二、一五五三の三十三、一五五三の三十四、一五五三の三十五、一五五三の三十六、一五五三の三十七、一五五三の三十八、一五五三の三十九、一五五三の四十、一五五三の四十一、一五五三の四十二、一五五三の四十三、一五五三の四十四、一五五三の四十五、一五五三の四十六、一五五三の四十七、一五五三の四十八、一五五三の四十九、一五五三の五十、一五五三の五十一、一五五三の五十二、一五五三の五十三、一五五三の五十四、一五五三の五十五、一五五三の五十六、一五五三の五十七、一五五三の五十八、一五五三の五十九、一五五三の六十、一五五三の六十一、一五五三の六十二、一五五三の六十三、一五五三の六十四、一五五三の六十五、一五五三の六十六、一五五三の六十七、一五五三の六十八、一五五三の六十九、一五五三の七十、一五五三の七十一、一五五三の七十二、一五五三の七十三、一五五三の七十四、一五五三の七十五、一五五三の七十六、一五五三の七十七、一五五三の七十八、一五五三の七十九、一五五三の八十、一五五三の八十一、一五五三の八十二、一五五三の八十三、一五五三の八十四、一五五三の八十五、一五五三の八十六、一五五三の八十七、一五五三の八十八、一五五三の八十九、一五五三の九十、一五五三の九十一、一五五三の九十二、一五五三の九十三、一五五三の九十四、一五五三の九十五、一五五三の九十六、一五五三の九十七、一五五三の九十八、一五五三の九十九、一五五三の百

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大社町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十二日

一 保安林の所在場所
島根県知事 澄 田 信 義

簸川郡佐田町大字八幡原字大平釜山九六七の六から九六七の九まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百九十四号

平成十四年島根県告示第六百三十八号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により浜田市から意見を聴取したので、同条第三項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成十四年十一月二十二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

石央マリンショッピングセンター 島根県浜田市周布町イ六一一

二 意見の概要

夜間延長営業を行うにあたり、騒音及び周辺環境美化に配慮すること。

三 縦覧場所

浜田市商工観光課(浜田市殿町一番地)

四 縦覧期間

告示の日から一月間

島根県告示第九百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十四年十一月二十二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

平田都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

平田都市平田町、西平田町、灘分町、西代町

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び平田市役所

公 告

平成十四年度島根県各種功労者表彰を行ったので、島根県各種功労者表彰規程(昭和二十八年島根県告示第四百九十号)第三条第二項の規定により公告する。

平成十四年十一月二十二日

島根県知事 澄 田 信 義

氏名又は名称 功 績 の 要 旨

狩 野 文 男 多年市議会議員として地方自治の伸展に寄与した。

多々納 勇 多年市議会議員として地方自治の伸展に寄与した。

藤原照雄	長田貴美子	本藤繁夫	七五三勝巳	來栖武夫	原田繁雄	中島秀人	和田幸一郎	堀江清	小村伸治	佐佐木昭典	宇山一雄	石富榮一	三登文郎
多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。	多年専修学校教育に従事し専修学校教育の振興に寄与した。	多年行政書士として地方自治の伸展に寄与した。	多年町長として地方自治の伸展に寄与した。	多年村議会議員として地方自治の伸展に寄与した。	多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した。	多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した。	多年助役として地方自治の伸展に寄与した。	多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した。	多年助役として地方自治の伸展に寄与した。	多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した。	多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した。	多年選挙管理委員として選挙事務の推進に努め地方自治の伸展に寄与した。	多年市議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
安田禮司	渡部友好	米原智	藤田禮次	杉橋清	福原妙子	湯浅文枝	上里文江	下垣初女	森岡節子	四方田ミツ	高野文子	瀬藤昭雄	岡本達雄
多年動植物及び自然環境の保護思想の普及に努め環境保全に寄与した。	多年県芸術文化祭の運営と発展に努めるとともに地域文化の振興に寄与した。	多年県芸術文化祭の運営と発展に努めるとともに地域文化の振興に寄与した。	多年人権教育の実践に努め人権尊重意識の啓発に寄与した。	多年人権教育の実践に努め人権尊重意識の啓発に寄与した。	多年婦人会活動の推進に努めるとともに女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。	多年婦人会活動の推進に努めるとともに女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。	多年商工会女性部活動の推進に努めるとともに女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。	多年統計調査に従事し常に迅速正確な調査に努め統計調査の進歩発展に寄与した。	多年統計調査に従事し常に迅速正確な調査に努め統計調査の進歩発展に寄与した。	多年統計調査に従事し常に迅速正確な調査に努め統計調査の進歩発展に寄与した。	多年統計調査に従事し常に迅速正確な調査に努め統計調査の進歩発展に寄与した。	多年統計調査に従事し常に迅速正確な調査に努め統計調査の進歩発展に寄与した。	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。

福間 信夫	大島 末久	小谷 一男	坪倉 孝明	小竹原 榮吉	三浦 明治	岩谷 百合雄	原田 満實	今井 久人	野田 修喜	藤田 義隆	金坂 敬	福本 清俊	澤和 廣四
多年建築士事務所協会の運営と会員の指導育成に努め建築業の発展に寄与した。	多年建築士会の運営と会員の指導育成に努め建築業の発展に寄与した。	多年建設業協会の運営と会員の指導育成に努め建設業の発展に寄与した。	多年技能検定委員として技能水準の向上に努め産業振興と技能振興に寄与した。	多年商工会議所の運営と経営基盤の確立に努め地域産業の振興に寄与した。	多年観光協会の運営と観光事業の実施に努め観光業の振興に寄与した。	多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域産業の振興に寄与した。	多年商業組合の運営と経営基盤の確立に努め地域産業の振興に寄与した。	多年工業組合の運営と経営基盤の確立に努め地域産業の振興に寄与した。	多年商工会の運営と商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。	多年商工会の運営と商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。	多年漁業協同組合の基盤強化に努め水産業の振興に寄与した。	多年農業協同組合の基盤強化に努め水産業の振興に寄与した。	多年森林組合の組織強化と林業の担い手確保に努め林業の振興に寄与した。

正 誤

柳 楽 幸 三	上 原 登 美 男	小 林 勝 文	水 上 孫 市	高 橋 康 夫	伊 藤 忠 二	基 常 日 出 明	桑 原 韶 一	佐 藤 八 重 子	水 凌 保 徳
多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。	多年学校教育の充実と文化財の保護指導に努め教育行政の推進に寄与した。	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。	多年学校医として児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。	多年郷土の文化財遺産の調査や歴史文化の啓発に努め文化財の保護に寄与した。	多年少年補導委員として青少年の健全育成と地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。	多年少年補導委員として青少年の健全育成と地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。

平成十年十二月二十二日付け島根県報第一、〇二〇号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

毎週火・金曜日発行

ページ	段	行	誤
四	上	終りから四	島根県川本土木建築事務所
			島根県浜田土木建築事務所
			正

平成十四年三月二十九日付け島根県報号外第四九号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
十七	下	終りから三	第三十一条中「教育公務員特例法」を「教特法」に改める。	第十六条の三第一項中「様式第七号の五」を「様式第七号の六」に改める。
二十一	上	始めから一	様式第七号の三を様式第七号の四とし、様式第七号の二を様式第七号の三とし、様式第七号の次に次の様式を加える。	様式第七号の五を様式第七号の六とし、様式第七号の四を様式第七号の五とし、様式第七号の三を様式第七号の四とし、様式第七号の二を様式第七号の三とし、様式第七号の次に次の様式を加える。

平成十四年十一月二十二日印刷
平成十四年十一月二十二日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町
松江市学園南
松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)